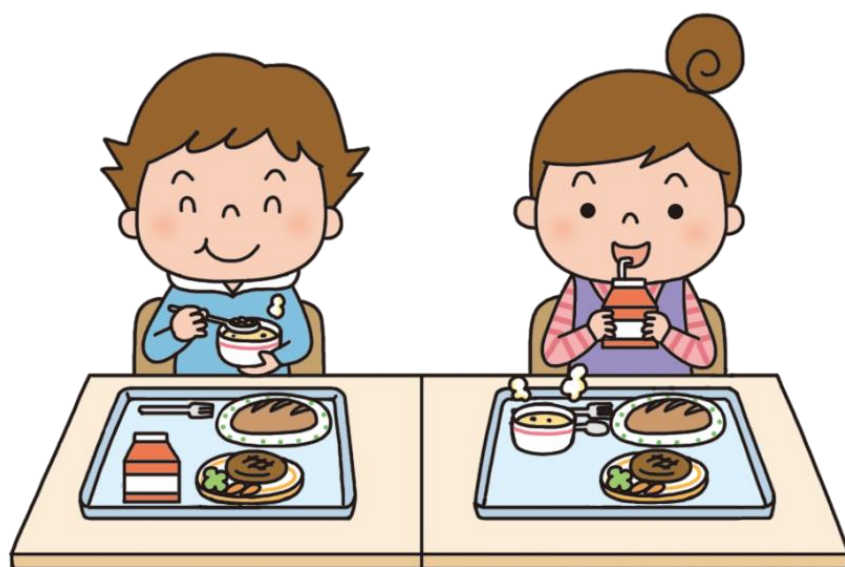


食物アレルギー等 対応マニュアル



令和8年3月改訂

習志野市立保育所
習志野市立こども園

目次

1	保育所・こども園における食物アレルギー等の対応について.....	1
2	保育所・こども園における食物アレルギー対応の基本手順.....	4
3	緊急時等に備えた処方薬を預かる場合.....	7
4	アレルギー対応食の提供方法(給食室用・クラス用・時間外用).....	8
5	食物アレルギー・アナフィラキシーについて.....	11
6	誤食時、発症時の対応.....	12
7	災害時の対応.....	13

【様式】

- ・ アレルギー様式 1 食物アレルギーに関する調査表
- ・ アレルギー様式 2 アレルギー食品確認・面談表
- ・ アレルギー様式 3 食物アレルギー児に関する報告書
- ・ アレルギー様式 4 アレルギーチェック表 (1～7)
- ・ アレルギー様式 5 アレルギー対応食の解除について
- ・ アレルギー様式 6 緊急時経過記録表
- ・ アレルギー様式 7 事故報告書
- ・ アレルギー様式 8 保育所・こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表
- ・ アレルギー様式 9 給食提供内容変更届
- ・ 別紙 1 アレルギー対応食をはじめるにあたって
- ・ 別紙 2 保育所・こども園におけるアレルギー対応について
- ・ 別紙 3 生活管理指導表提出のお願い
- ・ 参考資料 アレルギー献立保護者確認例
- ・ 参考資料 災害時のアレルギー児用名札
- ・ 参考資料 原因食物別アレルギー表示一覧

1 保育所・こども園における食物アレルギー等の対応について

(1) 保育所・こども園における食物アレルギー対応の基本的な考え方

食物アレルギーは、原因となる食物を摂取することで生命に危険を及ぼす症状に進展することがあり、保育所・こども園では安全に生活を送ることを最優先に対応を考える必要がある。そのため、保育所・こども園における食物アレルギー対応は、医師の記載した「生活管理指導表」に基づいて行い、給食対応は「完全除去」か「解除」で対応することが望ましいと考える。ただし、調理室の環境が整備されている、対応人員に余裕があるなど、対応環境が整っている施設においては、医師の診断に基づいた個別対応をすることを制限するものではない。

(2) 給食の対応について

① アレルギー対応食は完全除去を基本とする

- ・ アレルギーは体調によって、普段食べられている量でも症状が誘発されることがあるため、保育所・こども園におけるアレルギー対応の基本は、「完全除去」か「解除」の両極で対応を進める。
- ・ 完全除去とは、原因食品、原因食品を含むすべての食品を除去する。ただし、生活管理指導表(アレルギー様式8)「除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」に記載されている調味料類やだし等の食品については、給食対応が困難となる場合がある。

② アレルギー対応食の配慮

- ・ 基本は除去食とするが、主たる料理が提供できない場合は、可能な限り代替食材で対応する。(乳アレルギーの場合 飲用牛乳を豆乳に変更する、等)
- ・ アレルギー対応献立はなるべく単純化し、アレルギーとなる食品が多い児童にあわせた献立とすることで、誤食、誤配を防ぐ。
- ・ 調理室における混入(コンタミネーション)を避けるための作業動線や作業工程の工夫を献立作成の時点で考慮する。
- ・ アレルギー対応食はおかわりを含め、個々の専用トレイにて配膳し、トレイ以外のものは提供しないことを原則とする。ただし、トレイ以外のものを提供する場合(提供前に落とした等)は、給食室や栄養士、担任等複数人で確認した上で提供する。

③ 給食での食物アレルギー誘発への配慮

- ・ 新規に症状を誘発するリスクの高い食物、特にそば、ピーナッツ、ナッツ類は誘発症状が重篤になる傾向があり、エビ・カニ、キウイ、バナナは幼児期以降に新規発症する傾向があるため、給食に使用しない。
- ・ 献立に使用する食品は、できるだけ家庭で食べたことのある食品とする。特に離乳食期は注意する。

④ 加工食品の原材料表示を確認する

- ・ 加工食品を使用する際は、原材料にアレルギー原因物質が含まれているかどうかの確認をする。確認がとれないものは使用しない。
- ・ 普段から使用している製品であっても、途中で原材料が変わる場合もあるので、納品のたびに確認する。

- ⑤ 調理室において効率的で混入のない調理と搬送
- ・ 調理されたアレルギー食への混入予防や、保育室へ搬送するまでの間に誤配がないよう、食事に目印を付けたり、栄養士・調理員－保育者間等で声に出して確認することを怠らないようにする。

(3) 給食対応ができない場合

以下の対応が必要となる場合は給食対応せず、弁当持参となる場合がある。

- ① 通常の調理室環境での調理が困難な場合（専用の食器具が必要である、調理室内でアレルギーとなる食材の使用ができない 等）
- ② 調味料やだし、乳糖など、より厳しい除去が必要となる場合
- ③ 通常の献立で使用しない食材料などを給食に使用することを求められた場合

(4) 食材を使用する保育活動及びイベント時の注意

食材を使用する保育活動については、保護者との面談等で相談し、対応を決定する。

- ・小麦粉粘土 ・牛乳パックを用いた教材の使用 ・マカロニを使用した制作
- ・ナッツ類の殻を使用した制作 ・味噌作り ・クッキング ・豆まき など

※保育者も保育活動で使用する食材に注意をする。

非日常的なイベント(遠足、運動会)時は、誤食が起きやすい傾向があるため、注意する。

(5) 除去していたものを解除するときの注意

アレルギー対応の解除指示は所定の様式で提出してもらう。

- ・ アレルギー食品の一部が解除となる場合(例:乳、卵の除去→乳のみ除去)、新たに医師が記載する「生活管理指導表」(アレルギー様式8)を再度提出してもらう。
- ・ アレルギー対応を全て解除とする場合は、保護者が医師の診断のもとに「アレルギー対応食の解除について」(アレルギー様式5)を記入し、提出してもらう。

(6) 保護者との連携について

保育所・こども園では面談等を実施し、日頃から保護者の声に耳を傾けるよう努める必要がある。アレルギー対応開始時の面談だけでなく、日頃から子どもの健康状態や家庭での食事の状況、生活上の配慮等の情報共有を行う。

(7) 施設における誤食予防の体制作り(知識の習熟、意識改革、役割分担と連携など)

- ・ 全職員間でアレルギー対応に関する情報の共有(職員会議、朝礼等での注意喚起等)
- ・ 研修の実施(マニュアルに基づく対応、エピペンの取り扱い等)

(8) 食物アレルギー以外で配慮を要する場合の対応について

食物アレルギー以外で給食対応が必要な場合は、保護者と面談を実施し、給食提供内容変更届(アレルギー様式9)を提出してもらおう。施設での対応は、施設長、栄養士、看護師、担任等、施設全体で検討する。

食物アレルギー同様、誤配食を防ぐために献立表を作成し、専用トレイで配膳する。また、必要に応じて(アレルギー)チェック表を用いる。

○乳糖不耐症

牛乳や母乳に含まれる乳糖を消化吸収できず、下痢などの症状を引き起こす病気である。

- ・牛乳の除去を基本とし、乳製品等の除去(制限の範囲)については保護者と確認する。
- ・乳糖を含まないミルクの提供が必要な場合は、保護者が医師へ相談した上で給食提供内容変更届(アレルギー様式9)に記載してもらおう。
- ・医師の指示(指示書、生活管理指導表)がある場合は、それに従う。

○宗教上の理由による制限がある場合

- ・制限された食品を使用する献立を提供しないことを基本とし、一部代替品が必要となる場合は、家庭から持参する、または給食すべてを提供せずに家庭より弁当を持参する。
- ・食品そのものだけでなく、調味料や制限された食品由来の成分が含まれているもの、適切な処理がされていないもの、制限された食品を使用した食器や調理器具などが使用できない場合は給食対応が困難となる。
- ・弁当を持参する場合は、食べ残したものの取扱いや、弁当を忘れた場合の対応についても確認する。

○食事形態に特別な配慮が必要な場合

- ・家庭での状況(食事の形態・量・食べさせ方・食事時間・使用する食器具等)、摂食指導を受けている場合はその情報(献立等)を詳しく聞き、給食開始後も摂食状況をよく観察し、子どもに合った食事形態で提供する。状況によっては、主治医の意見を聞く。
- ・施設では安全を最優先に考えた食事形態で提供する。そのため、家庭での食事形態と異なる場合は、保護者へ説明し理解を得る。

○服薬による制限がある場合

服薬による食品制限がある場合は、その食品を使用する献立を提供しない。

状況に応じて主治医に相談する。

(例) 免疫抑制剤、抗てんかん薬 等

(9) 食物アレルギー等の対応に係る給食費の取扱いについて

給食費を徴収している3歳以上児の給食費の取扱いについては次のとおりとし、面談時に保護者へ説明し承諾を得る。

- ① すべての給食を食べずに弁当を持参する場合は、給食費は徴収しない。
- ② 除去食を実施する場合、献立によって給食の一部を食べない場合は、給食費の減額は行わずに全額徴収する。

※上記以外の給食費の取扱いについては、事前にこども保育課へ問い合わせること。

2 保育所・こども園における食物アレルギー対応の基本手順

アレルギー疾患を持つ児童の把握

- ・アレルギー疾患を持つ児童は、入所・入園面接時またはそのつど保護者から申し出てもらう。
- ・保護者へ必要書類を配布し、施設でのアレルギー対応について説明する。
- ・**給食のアレルギー対応が必要な場合**、医師が記載した生活管理指導表(アレルギー様式8)及び食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1)、必要に応じて与薬指示書(保健様式5)の提出を依頼する。
- ・**給食のアレルギー対応が困難な場合**、弁当の持参となることを伝える。
- ・**給食のアレルギー対応を必要としない場合**(給食で提供しないそば、ピーナッツ等のアレルギーがある場合)、食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1)のみ提出を依頼し、内容を把握しておく。災害時用名札は作成しておく。

保護者配布書類

- ・対応食をはじめるにあたって(別紙1)
- ・保育所・こども園におけるアレルギー対応について(別紙2)
- ・食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1)
- ・生活管理指導表(アレルギー様式8)
- ・与薬指示書(保健様式5) →施設で薬の預かりが必要な場合のみ

保護者との面談

- ・提出された生活管理指導表を基に、具体的な対応について確認する。面談は管理職、看護師、栄養士の複数人で行い、必要に応じて担任も同席する。
- ・申し出以外の食材についても、食べた経験の有無や保育における生活上の留意点(食材を教材とする活動や飼育活動など)を確認する。
- ・緊急時や災害時の対応(投薬、エピペン、搬送先等)について確認する。
- ・確認した対応内容は、職員や消防機関等の関係部署間と情報共有することの同意を得る。
- ・面談内容は記録に残し、保護者が確認、了承の上、署名をもらう。

必要書類

- ・生活管理指導表(アレルギー様式8)
- ・食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1)
- ・アレルギー食品確認・面談表(アレルギー様式2)
- ・与薬指示書(保健様式5) →施設で薬の預かりが必要な場合のみ

受け入れ

保護者との面談にて決定した対応及びアレルギー児の状況については、職員間で情報を共有する。また、こども保育課へ食物アレルギー児に関する報告書(アレルギー様式3)を提出する。

アレルギー献立の作成

栄養士が立案するアレルギー対応献立は、対応内容が保護者・関係職員へわかるように作成し、給食実施前に施設長の承認を得る。保護者も献立内容を確認してもらう。

【献立内容の保護者確認について】

献立実施の前月末に、除去内容を示した献立表を保護者に配付し、献立内容に誤りがないかを確認してもらい、署名の上施設へ返却してもらう。保護者の署名は献立表に直接記入してもらい(参考資料 アレルギー献立保護者確認例 参照)、保管しておく。

給食提供

クラス、給食室ともに当日朝にアレルギー食の内容を確認する。

アレルギー食の受け渡しは、専用のトレイと名札を使用し、アレルギーチェック表(アレルギー様式4)に記入する。アレルギー対応食の提供方法参照。

アレルギー対応の継続

・次年度も継続してアレルギー対応が必要な場合は、新たに生活管理指導表、与薬指示書の提出を受け、保護者と面談し、症状の変化に応じた除去の内容や連絡先を確認する。

必要書類 ・生活管理指導表提出のお願い(別紙3)

・生活管理指導表(アレルギー様式8)

・食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1)

・与薬指示書(保健様式5) →施設で薬の預かりが必要な場合のみ

アレルギー対応の解除

・病状の変化及び複数のアレルギー原因食品のうち、一部でも解除があればそのつど受診してもらい、かかりつけ医から新たな生活管理指導表、または診断書あるいは指示書を受けとり、保護者と再度面談をする。(※一部解除の例:卵と牛乳のうち卵のみ解除 等)

・アレルギー対応食を全て解除する場合は保護者がかかりつけ医の診断をもとにアレルギー対応食の解除について(アレルギー様式5)を記入して、施設長に申し出る。

注意事項

・アレルギー児の病状変化を確認する等、日頃から保護者と十分に連絡をとる。

・必要に応じて栄養士がアレルギー児への栄養教育、保護者からの栄養相談を受ける。

・プライバシーの保護について

アレルギーの情報は、プライバシーの保護に十分留意しなければならない。これらの情報は関係職員で共有するため、いつでも見られるようにするとともに、鍵付きの書庫等に保管をするなど、取扱いに注意をする。また、アレルギーの情報は退所、退園後の施設へ正しく引き継ぐ必要がある。その際に、保護者が考えているプライバシーと施設側で考えるプライバシーの意識差がないように、十分な意思の疎通を図ることが大切である。

★一時保育及び乳児等通園支援事業の利用者への対応

一時保育や乳児等通園支援事業の利用者が食物アレルギーを持っている場合は、その食物が給食で使用する食材であるか否かに関わらず、給食の提供は行わない。飲食するもの（水分補給のお茶等を含む）はすべて家庭より持参して頂く。

★食物アレルギー対応の手順の時期的な目安

手順	新入所・入園児 (4月入所・入園)	継続児
<ul style="list-style-type: none"> アレルギー対応の説明(新入児のみ) 必要書類の配布 保育所・こども園におけるアレルギー対応について(別紙1、別紙2)(新入児のみ) 食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1) 生活管理指導表(アレルギー様式8) 与薬指示書(保健様式5) 生活管理指導表提出のお願い(別紙3) (継続児のみ) 	保護者からの申し出があった時点で	1月末～2月頃
<ul style="list-style-type: none"> 保護者より書類の受け取り(アレルギー様式1及び8、保健様式5) 面談の実施 準備する書類 アレルギー様式1、2、8及び保健様式5 	3月中旬 新年度の給食開始前に行う	
<ul style="list-style-type: none"> アレルギー献立の作成 献立内容の保護者確認 	前月末	
<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー児に関する報告書(アレルギー様式3)の提出 	4月中(こども保育課へ提出)	

※途中入所・入園の場合はそのつど面談等を実施する。

※他施設へ転所・転園する場合

【習志野市立保育所・こども園へ転所(園)する場合】

在籍中の保育所、こども園で保護者に必要書類を渡し、入所入園説明会の際、転入先の保育所、こども園に提出してもらう。

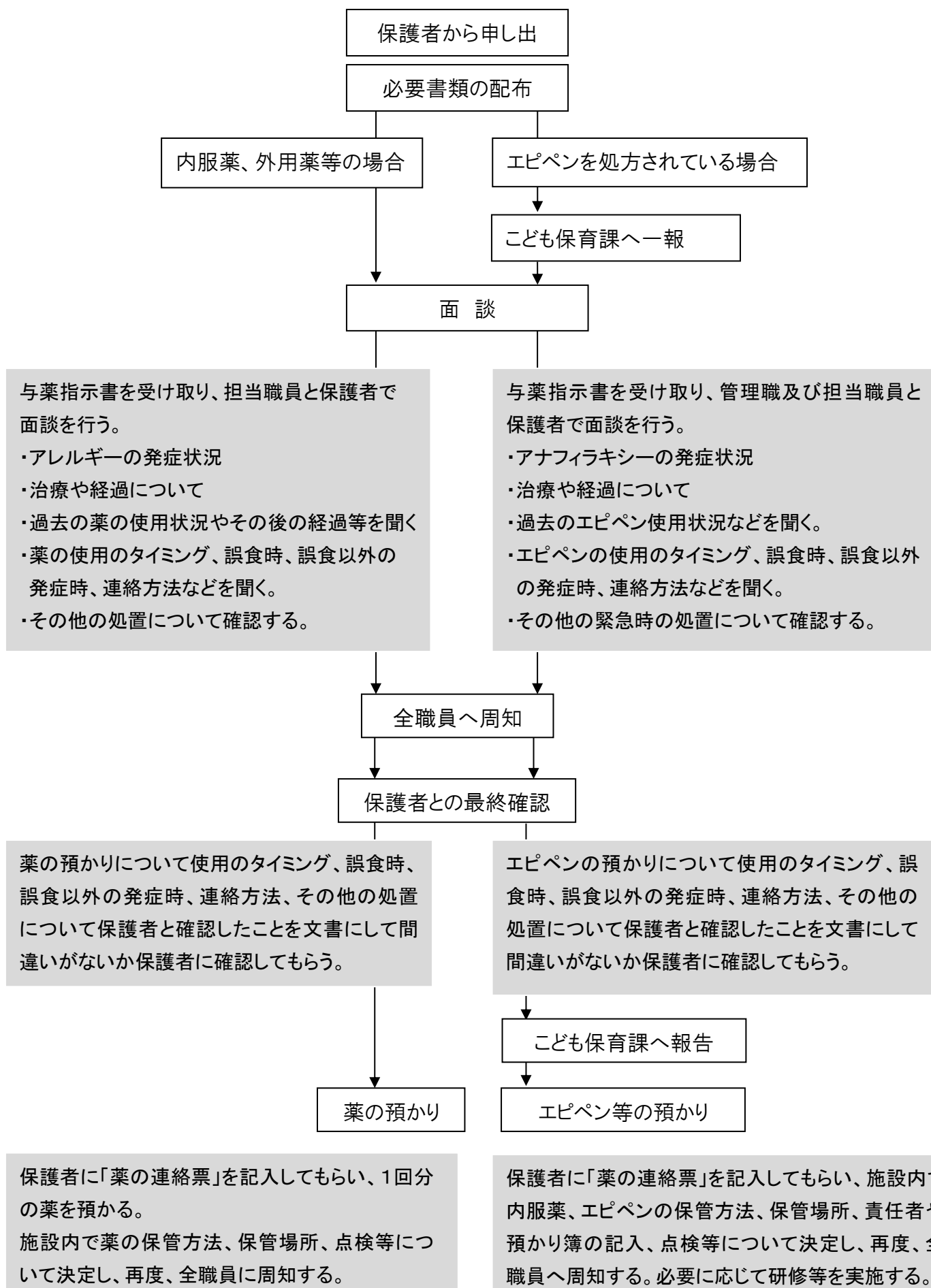
保護者配布書類

- ・食物アレルギーに関する調査表(アレルギー様式1)
- ・生活管理指導表(アレルギー様式8)
- ・与薬指示書(保健様式5)→施設で薬の預かりが必要な場合のみ

【私立や市外保育園等へ転園する場合】

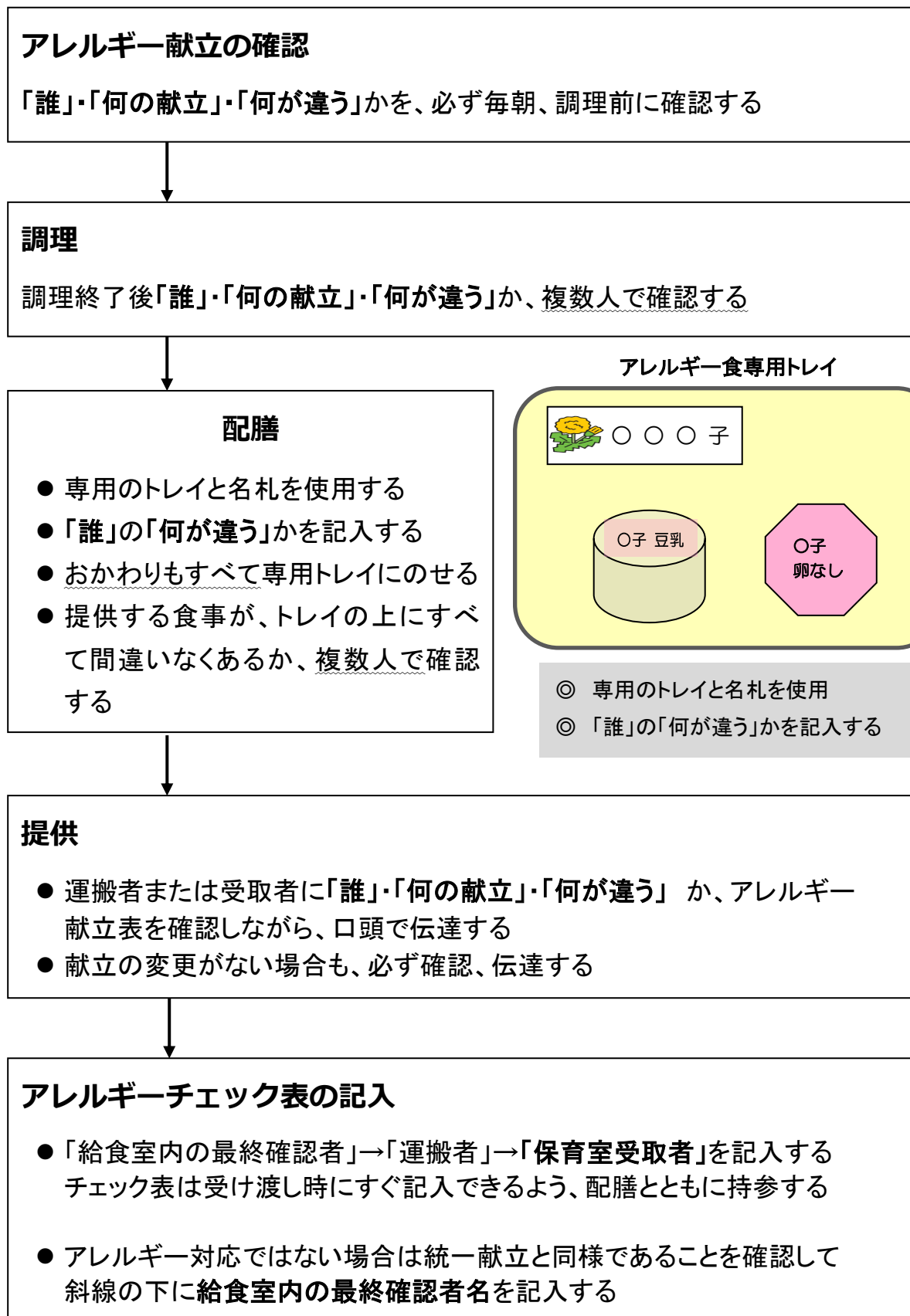
転園先の保育園等で現在預かっている生活管理指導表が必要である場合があるので、返却が必要であるか確認する。

3 緊急時等に備えた処方薬を預かる場合



4 アレルギー対応食の提供方法

【 給食室用 】



【 クラス用 】

アレルギー献立の確認

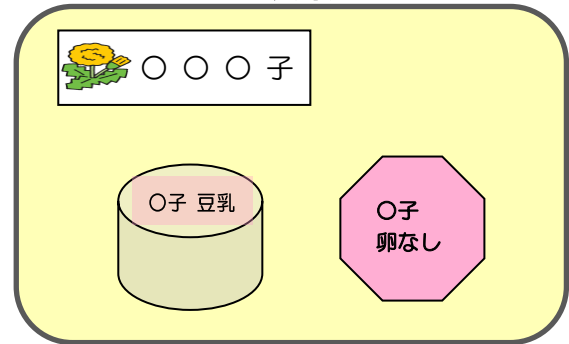
毎朝保育に入る前に、アレルギー食の有無を確認する

- ※アレルギー対応児のいるクラスに入る保育者は全員、必ず確認すること
- ※献立表の掲示は、個人情報保護の為、周りから見えない場所にする

受取り

- 専用トレイで運ばれてきたか
- トレイにのっている名札は、該当児のものであるか
- 「何が違う」か、献立表と照らし合わせ、中身を運搬者と受取者で確認する
- チェック表に記入する(受取者)

アレルギー食専用トレイ



◎ おかわりがある場合も、トレイにのせて配膳する

配膳

- 子どもの着席を確認する
- 献立表と提供食の確認 「何が違う」か、正しいものが配膳されているか、職員がラップを外して確認をする。年齢に応じて除去内容を本人に伝える
- 献立の変更がない場合でも内容の確認をする
- 配膳は子どもの顔と名前を確認して行う チェック表記入(配膳者)
- 席の配置は周囲の環境に配慮する
(例)配膳台の近くにしない、固定の席にする、保育者の目が届きやすい席にする、他児と席を離す 等

喫食

- 「誰の」・「献立」・「何が違う」か、確認する
- チェック表に記入する(介助者・担当者)
- おかわりは、トレイにのっている物のみを食べさせる。他児のものを食べてしまうことのないよう、おかわりの列に並ぶことはさせない

喫食後

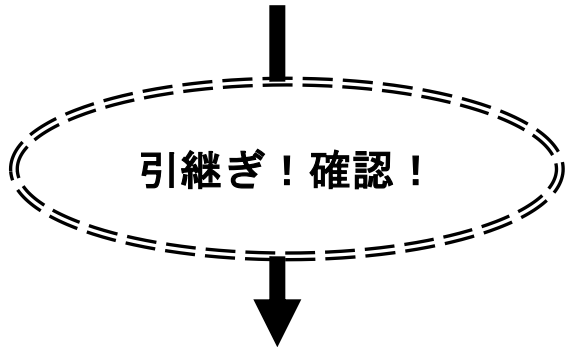
体調により、誤飲・誤食していなくても症状が出る時があるので、体調の変化に十分注意する

【 時間外用 】

●担任

時間外おやつの有無の確認

毎朝保育に入る前に、アレルギー児の時間外おやつの有無を確認する
※アレルギー対応児のいるクラスに入る保育者は全員、必ず確認すること



受取り・保管方法の工夫（例）

- 専用のカゴやトレイ等を用意する
 - おやつに目印をつける（名札等）
- ※保護者が行うのか、担任が行うのか
共通理解をはかっておく

●時間外職員

時間外おやつの有無の確認

保育に入る時に、アレルギー児の時間外おやつの有無を確認する
※アレルギー対応児のいるクラスに入る保育者は全員、必ず確認すること

配膳 複数人で声かけを実施する

- 子どもの着席を確認する
 - 本児のおやつであるか確認する
 - 配膳は子どもの顔と名前を確認して行う チェック表記入（配膳者）
 - 食べさせる順番や席の配置、周囲の環境に配慮する
- （例）アレルギー児を一番最初に食べさせる、固定の席にする、保育者の目が届きやすい席にする、他児と席を離す 等

喫食

- チェック表に記入する（介助者・担当者）
- 他児のものを食べてしまうことのないよう見守る

5 食物アレルギー、アナフィラキシーについて

食物アレルギーとは

特定の食物を摂取した後にアレルギー反応として皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身に生じる症状のことをいう。そのほとんどは食物に含まれるタンパク質が原因で起こる。

<原因>

原因食品は様々であるが、鶏卵が多く、牛乳・乳製品と続き、その他に小麦、ピーナッツ、大豆製品、そば、ごま、甲殻類がある。

<症状>

食物アレルギーの症状は多岐にわたる。皮膚・粘膜、消化器、呼吸器、あるいは全身性に認められることがあるが、最も多い症状は皮膚・粘膜症状である。

複数の臓器に症状が出現する状態をアナフィラキシーと呼ぶ。呼吸器症状の出現はアナフィラキシーショックへ進むリスクが高まり、注意が必要である。

アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状等が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。

その中でも血圧が低下し、意識が遠くなる、脱力する等の場合はアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しなければ、生命にかかわる重篤な状態を意味する。

またアナフィラキシーには、稀ではあるがアレルギー反応によらず、運動や物理的な刺激などによって起こる場合もある。

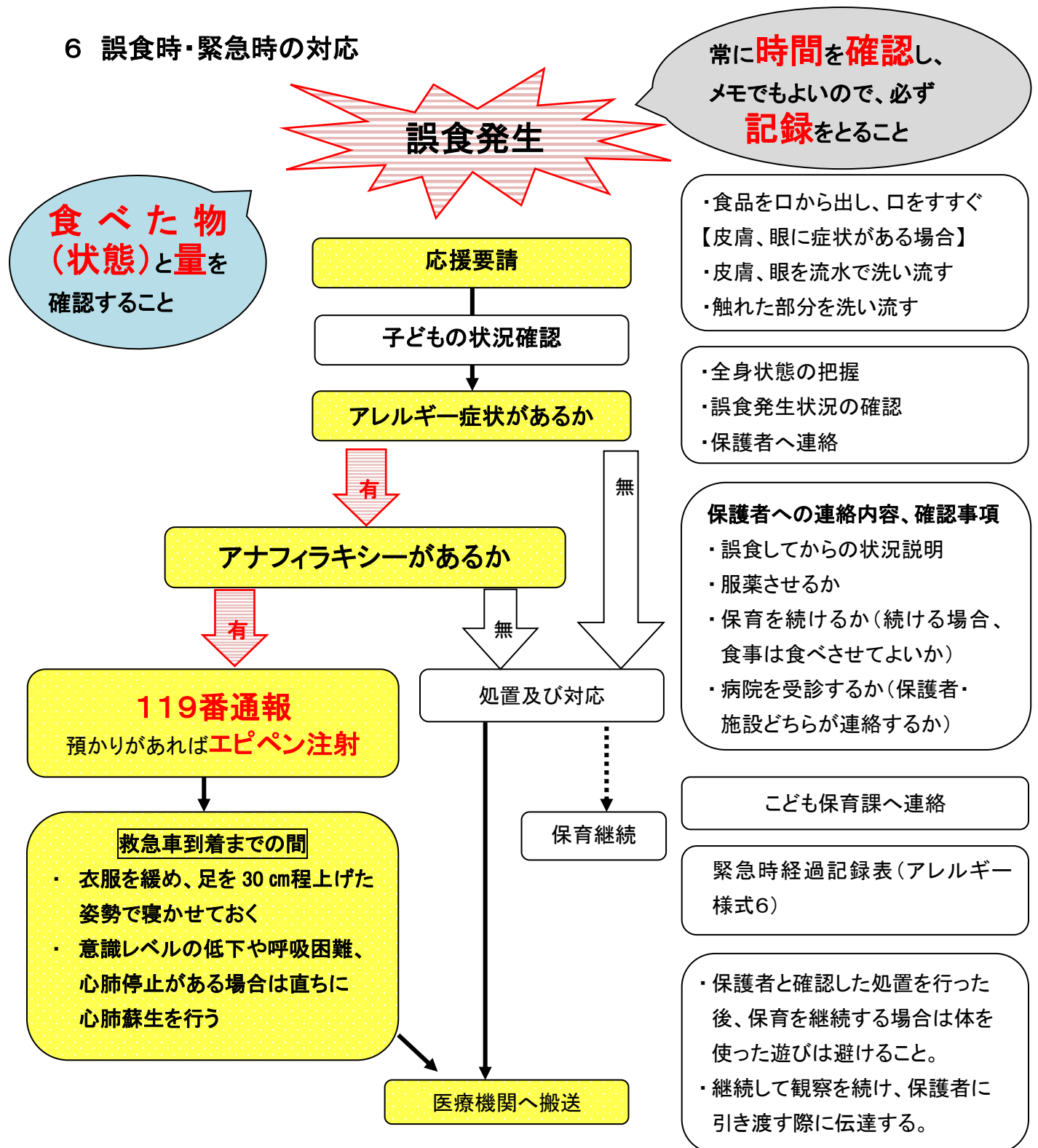
<原因>

乳幼児のアナフィラキシーの原因のほとんどは食物であるが、それ以外にも医薬品、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、ラテックス(天然ゴム)、昆虫刺傷などが原因となりうる。

<症状>

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられるが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり、意識が低下するなどのアナフィラキシーショックの状態である。迅速に対応しないと命にかかわることがある。

6 誤食時・緊急時の対応



基本的に入所・入園時に保護者と確認してある緊急時の対応(アレルギー様式1食物アレルギーに関する調査表を参照)に沿って対応する。

可能であれば、保護者と確認しながら対応できるとよい。場合によっては同時進行もある。

救急時の情報伝達

1. 名前、年齢、性別等の基本情報
2. アナフィラキシー症状が現れている旨
3. アナフィラキシーショックを起こすまでの経過、行った処置と時間

※アレルギー原因食品、処方されている薬名、医師の指示、主治医の連絡先等文書にしておく

○臨時職員会議の開催

誤食事故が発生した場合は、こども保育課（課長または主幹、管理栄養士または指導主事）も同席し、臨時職員会議を開催する。誤食事故の発生原因の分析及び検証を行い、再び事故を発生させないために必要な事故再発防止策について検討し、全職員で共通理解を図る。

○報告書の作成及び提出

誤食事故が発生した場合は、事故報告書（アレルギー様式7）を作成し、こども保育課長へ提出する。

7 災害時の対応

災害時を想定し、アレルギー用非常食の確保や、避難した場合に誤食が起こらないよう配慮しておくとともに、保護者とも災害時の対応を確認しておく。

（例 災害時は誤食防止のため、年齢に応じた専用の名札をつける 等）


※災害時給食対応マニュアル参照

○災害時用名札（見本）…ピブス方式、名札など

- ・ 給食対応をしていないアレルギー疾患を持つ児童（給食提供のない「そば」「ピーナッツ」等）についても用意しておく。
- ・ 時間外保育中の災害も想定し、部屋を移動する際は災害時用名札も移動させる、もしくはその部屋に別の災害時用名札を用意しておく。
- ・ 一時保育利用児の食物アレルギー児についても、災害時用名札を用意しておく。

お も て

う ら

【食物アレルギー】	
食べられないもの	
〇〇保育所・こども園	
まるまる	まるこ
〇〇	〇子（性別）
（	年 月 日生）
	 写真

症 状：（アナフィラキシーの有無、 その他症状など）
処置方法：（症状が出た際の対応方法）
薬の服用：（ある場合は薬品名）
緊急時対応医：（医院名、連絡先など）

○着用の目安：避難が必要な場合

施設内にボランティアなど施設外の支援者が入る場合

※毎月の避難訓練時にも着用の訓練をしておく。